

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条 (略) (期末手当の支給を受ける職員) 第2条 条例第17条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「基準日」という。)に在職する職員(条例第17条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。 (1)～(4) (略) (加える) (5) (略) ～略～ (期末手当に係る在職期間) 第6条 (略) 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1) (略) (加える) (2)・(3) (略) 第7条 (略) (勤勉手当の支給を受ける職員) 第8条 条例第18条第1項前段の規定によ	第1条 (略) (期末手当の支給を受ける職員) 第2条 条例第17条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「基準日」という。)に在職する職員(条例第17条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員</u> <u>(6) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員</u> <u>(7) (略)</u> ～略～ (期末手当に係る在職期間) 第6条 (略) 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1) (略) <u>(2) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間</u> <u>(3) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間</u> <u>(4) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間</u> <u>(5)・(6) (略)</u> 第7条 (略) (勤勉手当の支給を受ける職員) 第8条 条例第18条第1項前段の規定によ

り勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(条例第18条第5項において準用する条例第17条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) (略)

(2) 第2条第3号及び第4号のいずれかに該当する者

(3) (略)

～略～

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 (略)

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) (略)

(加える)

(2)～(10) (略)

～略～

り勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(条例第18条第5項において準用する条例第17条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) (略)

(2) 第2条第3号から第6号までのいずれかに該当する者

(3) (略)

～略～

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 (略)

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) (略)

(2) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間

(3) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員として在職した期間

(4) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員として在職した期間

(5)～(13) (略)

～略～

附 則

この規則は、公布の日から施行する。